



令2岩土第151-7号
令和 2年 4月 14日

勝井建設（株）

勝井 優 様

山口県知事 村岡 嗣政



特定建設業の許可について（通知）

令和 2年 4月 9日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 山口県知事許可（特一2）第 20594 号

許可の有効期間 令和 2年 5月 19 日 から 令和 7年 5月 18 日 まで

建設業 の 種類

土木工事業	建築工事業
大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業
鉄筋工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
熱絶縁工事業	造園工事業
建具工事業	水道施設工事業
解体工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 7 年 4 月 18 日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010